

《年度別保育所(園)・こども園(2号、3号)・小規模保育施設における入所待機児童数》

(単位:人)

年度	令和2年4月1日		令和3年4月1日		令和4年4月1日		令和5年4月1日		令和6年4月1日		令和7年4月1日	
定員数	3,925		3,865		3,865		3,893		3,749		3,693	
入所児童数	3,069		3,195		3,151		3,161		3,196		3,135	
待機児童数	89		46		36		44		41		29	
待機児童数の種別	国の定義	私的待機	国の定義	私的待機	国の定義	私的待機	国の定義	私的待機	国の定義	私的待機	国の定義	私的待機
0歳	0	12	0	11	0	9	0	3	0	4	0	1
1歳	0	49	0	19	0	14	0	26	0	20	0	13
2歳	0	23	0	16	0	11	0	14	0	14	0	11
3歳	0	4	0	0	0	1	0	1	0	2	0	4
4歳以上	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
合計	0	89	0	46	0	36	0	44	0	41	0	29

《待機児童とは》 保育を必要とする要件に該当し、入所申込みをしているが、保育所(園)へ入所できていない児童のこと。

《国の定義とは》 待機児童のうち、私的待機や転所希望を出している児童を除いた児童のこと。

《私的待機とは》 待機児童のうち、特定の保育所(園)を希望しているために入所できていない児童のこと。

《国の定義の改正について》(H29年度以降)

- ①保護者が求職中の場合は、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない場合を除き、カウントする。
- ②育休終了後の職場復帰を予定していたが、児童の預け先がなく、調査日時点において結果として育休を延長した場合は、保護者に復職の意思があることを確認してカウントする。
- ③保護者の意向を確認し、他に利用可能な保育所等の情報提供を行うことが出来ない場合、また特定の保育所等を希望した場合は、特別な支援が必要なこどもの受入れ態勢が整っていないなど、やむを得ない理由がある場合はカウントする。

* 本市においては平成30年度から適用